

専決処分報告 第 1 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する専決処分報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、別紙のとおり高知地方裁判所令和 5 年（ワ）第 100 号損害賠償請求事件の訴訟事務を教育次長に補助執行させることについて協議があり、これに同意することについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成 4 年 3 月高知県教育委員会訓令第 1 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をすること。

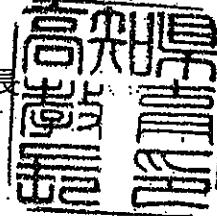
高知県教育委員会事務専決規程（平成 4 年 3 月高知県教育委員会訓令第 1 号）

第 6 条 教育長は、第 2 条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。
2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

5高高振第217号
令和5年6月26日

高知県知事様

高知県教育長



訴訟事務の補助執行に関する協議について

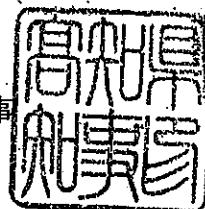
令和5年6月21日付け5高法文第332号で協議のあったことについては、
同意します。



5 高法文第332号
令和5年6月21日

高知県教育長様

高知県知事



訴訟事務の補助執行に関する協議について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記事件の訴訟事務を教育次長に補助執行させることに関して協議します。

記

事件番号 高知地方裁判所 令和5年(ワ)第100号
事件名 損害賠償請求事件
原 告 株式会社山善工務店
被 告 高知県

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する専決処分報告説明

地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事から下記事件の訴訟事務を教育次長に補助執行させることに関して協議があり、これに同意することについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるもの。

地方自治法

第五款 他の執行機関との関係

第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

記

1 事件名

高知地方裁判所 令和5年(ワ)第100号 損害賠償請求事件

2 訴状提出年月日

令和5年5月9日

3 当事者

原告：株式会社山善工務店（高知市円行寺1769番地7）

被告：高知県

4 請求の趣旨

- ・被告は、原告に対し、3,326万2,408円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年3%の割合による金利を支払え
- ・訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求める

5 事案の概要（要旨）

令和2年3月に、原告が受注した須崎総合高等学校の渡り廊下の新築等工事について、原告の主張では被告の施工監理が不十分であったため、当初の工期より7ヶ月超を要するなどしたことで損害を被ったとして、被告に対して損害賠償を求めるもの。

6 原告の主張

被告は、以下の債務の不履行があった。

- ・公告までに必要な調査等を行って適切な工期を設定する義務（事前調査・工期設定義務）
- ・事前調査・工期設定義務に違反して不適切な工期を設定したために当該工期で工事が完了するのが不能になった場合に、可及的速やかに工事が完了できるよう適切な対応等を行う義務
- ・事前調査・工期設定義務又は適切指導義務に違反したことで必要となった追加の工事等に対して適正に増額した請負代金を支払う義務
- ・請負契約上の義務（被告は原告に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない）